

公募型プロポーザル 質問に対する回答

令和8年6月8日公表
倉吉市経済観光部文化財課

業務名：史跡大御堂廃寺跡AR等デジタルコンテンツ作成業務

※質問は提出された文章をそのまま掲載しております。

1 仕様書 第5条(1)／3Dモデルデータについて

貸与DVDに同梱のビューワソフトの動作OS環境（Windows / Mac等）を教えてください。
プロポーザル提出前にデータ確認を行う必要があるため確認します。

(回答) 貸与DVDに同梱のビューワソフトはWindowsでの起動となります。

2 仕様書 第5条(1)／3Dモデルデータ

提供されるFBX形式3Dモデルデータのおおよそのポリゴン数・テクスチャ解像度・ファイルサイズをご教示ください。AR用に最適化する際の工数見積りに必要なため確認します。

(回答)

【金堂】	ポリゴン数	3,819,710	ファイルサイズ	251MB
【講堂】	ポリゴン数	5,513,619	ファイルサイズ	295MB
【中門】	ポリゴン数	1,562,787	ファイルサイズ	88MB
【回廊】	ポリゴン数	17,961,395	ファイルサイズ	1.02GB
【僧房】	ポリゴン数	4,421,539	ファイルサイズ	210MB
【三重塔】	ポリゴン数	4,901,072	ファイルサイズ	127MB
【南門】	ポリゴン数	1,554,605	ファイルサイズ	87.7MB
【塀】	ポリゴン数	17,817,662	ファイルサイズ	2.16MB

その他 ファイルサイズ 塀瓦西 283MB 塀瓦東 320MB 塀瓦南 304MB

使用テクスチャの総量は12個、42.9MB、地形画像は含まず。解像度は512～4096

3 仕様書 第5条(1)／3Dモデルデータ

3Dモデルに含まれる建物・遺構の種類（金堂・塔以外に、回廊・中門・築地塀等が含まれるか）を教えてください。

(回答) 金堂・講堂・中門・回廊・僧房・三重塔・南門・塀が含まれます

4 仕様書 第5条(1)／3Dモデルデータ

3Dモデルデータの座標系（地理座標系 / ローカル座標系の別）、北方向の設定、スケール情報はありますか。提供可能であれば、あわせてご教示ください。

(回答) 3Dモデルデータの座標系について、原点は中門付近になっており、地理座標系の位置ではありません。

5 仕様書 第5条(1)／参考資料

市からご提供いただく資料（絵図・写真・調査報告書等）はデジタルデータとしての提供は可能ですか。それとも閲覧のみとなりますか。

(回答) 市が保有する絵図・写真・調査報告書等の資料は、業務実施に必要であればデジタルデータとして提供いたします。閲覧のみの提供となる場合は事前にご案内します。

6 物品貸与申請書／使用条件

DVD の貸与期間について、申請から返却までの目安期間をご教示ください。また、返却の方法（持参／郵送等）の指定はありますか。

(回答) 貸与 DVD は本プロポーザル応募を目的として貸与するものであり、応募を行わない場合、または募集終了後は速やかに返却してください。なお、返却方法（持参／郵送等）の指定は特に設けておりません。

7 物品貸与申請書／使用条件

DVD は1申請あたり1枚の貸与となりますか。社内の複数担当者（ディレクター・エンジニア等）が分担して閲覧することは使用条件の範囲内と理解してよいですか。

(回答) 貸与は1社につき1枚としています。社内の複数担当者（ディレクター・エンジニア等）が分担して閲覧することは使用条件の範囲内と想定しております。

8 仕様書 第5条(2)／携帯端末運用

史跡大御堂廃寺跡での現地撮影・GPS 測量・実地調査を行う場合、事前の申請・許可は必要ですか。また、立入や撮影に時期的な制約（特定シーズンの使用制限等）はありますか。

(回答) 史跡での現地撮影・GPS 測量・実地調査については、独占的利用や工作物の設置を伴う場合は事前申請と許可が必要です。詳しくは「史跡 大御堂廃寺跡歴史公園 利用の手引き」を参照してください。（倉吉市文化財課ホームページ参照）

9 仕様書 第5条(2)／携帯端末運用

AR の位置合わせ方式（GPS/ジオアンカー方式・画像マーカー方式・面検出方式等）について、市として推奨または制限している方式はありますか。

(回答) AR の位置合わせ方式について市からの特段の指定はありません。AR の特性を踏まえ、臨場感のあるシステム提案をお願いいたします。

10 仕様書 第5条(2)ウ／ビュースポット

鳥取県立美術館3階展望テラスでのARコンテンツ運用について、美術館側との調整（利用許可・館内スマートフォン使用ルール・営業時間外の動作可否等）は市側にて行っていただけますか。また、テラスのWi-Fi環境の有無をご確認いただくことは可能ですか。

(回答) 鳥取県立美術館3階展望テラスでの運用に関する美術館側との調整は市が行っております。テラスのWi-Fiは美術館のものを利用します。なお、史跡大御堂廃寺跡南端（金堂・塔付近）のWi-Fi整備は現時点で未定です。

11 仕様書 第5条(1)／学識経験者監修

学識経験者の選定・調整（打合せの設定等）は市が行いますか。また、監修の回数・時期の目安をご教示ください。

(回答) 学識経験者の選定・調整は市が行います。監修に関しては仕様書どおり中間報告を2回以上行い承認を得ることとしておりますが、回数や時期の詳細は未定のため、その都度協議のうえ決定します。

12 仕様書 第5条(3)エ／安全配慮

安全配慮・混乱防止に関して、市側で設置予定の案内サイン・誘導板等がある場合、情報共有していただけますか。また、受託者として設置・提案すべき範囲のイメージをご教示いただけますか。

(回答) 利用者への配慮としては、スマートフォン等でコンテンツを使用する際の注意喚起や利用制限の提示が想定されます。市側で設置予定の案内サイン等がある場合は情報共有いたします。受託者として提案・設置を行う範囲については、具体案を提示いただければ協議のうえ決定します。

13 仕様書 第5条(3)／コンテンツ配信

WebAR方式を採用する場合、コンテンツ配信に使用するドメインは市の公式ドメイン（例：city.kurayoshi.lg.jp）の使用が必要ですか。受託者のサブドメインや独自ドメインの使用は可能ですか。

(回答) 使用可能としますが、提案にあたっては選択した方式のメリットおよびデメリット（操作性、周知機能、保守性、コスト）を比較検討した上で、最適と思われる構成を提示してください。

14 仕様書 第5条(3)／コンテンツ配信

ネイティブアプリ方式を採用する場合、App Store / Google Play のデベロッパーアカウントは市が開設しますか、受託者が開設しますか。また、アカウント維持費用は委託料に含めてよいですか。

(回答) コンテンツ運用サーバやデータサーバの管理は受託者の責任で行っていただきます。令和8年度内の保守・管理費用は委託料に含めるものとします。令和9年度以降の維持については別途保守契約を締結します。App Store/Google Play のデベロッパーアカウントの開設・維持については、運用方法に応じて受託者側で対応いただく想定です。

15 仕様書 第5条(3)／配信・保守

アクセスログ・利用状況統計データ（閲覧回数・起動回数・デバイス種別等）の定期的な提供を求めていますか。求める場合、提供の頻度・形式についてご要望をお聞かせください。

(回答) 現時点で特段の要望はありませんが、市側で集計可能な形でのアクセスログや利用状況（閲覧回数・起動回数・デバイス種別等）の提供が望ましいです。提供頻度・形式については運用開始時に協議のうえ決定します。

16 仕様書 第5条(3)ケ／保守・管理

「令和8年度内の保守・管理」の開始時点は、成果物の検収完了日以降と理解してよいですか。開始時点の定義をご確認させてください。

(回答) 「令和8年度内の保守・管理」の開始時点は、最終成果物の検収完了日以降で問題ありません。

17 仕様書 第5条(3)／配信・保守

サーバ障害・データ消失時の緊急対応について、RTO（目標復旧時間）やRPO（目標復旧時点）等の要件があればご教示ください。

（回答）サーバ障害やデータ消失時のRTO/RPO等の具体的な要件は現時点では設定しておりません。必要があれば提案段階で想定する復旧要件を提示してください。

18 仕様書 第5条(3)キ／不具合対応

最終納品・検収後に発見された軽微な不具合（文言修正・表示崩れ等）への対応は、令和8年度内の保守・管理費用の範囲内として取り扱ってよいですか。対応範囲の目安があればご教示ください。

（回答）最終納品・検収後に発見された軽微な不具合（文言修正・表示崩れ等）については、令和8年度内の保守・管理費用の範囲内で対応することを想定しています。対応範囲の詳細は提案内容に基づき協議します。

19 仕様書 第5条(3)イ／多言語対応

英語以外の追加言語について、市として優先度の高い言語（例：中国語簡体字・繁体字、韓国語、フランス語等）のご要望はありますか。提案に反映させていただきます。

（回答）現時点で市として優先度の高い追加言語の指定はありません。

20 仕様書 第5条(3)イ／多言語対応

翻訳の品質基準として、ネイティブスピーカーによる確認や専門機関による監修など、特定の要件はありますか。

（回答）現時点では要件等はありませんが、一定の水準を担保していただける提案を期待します。

21 仕様書 第5条(4)／プロモーション映像

倉吉市のブランドガイドライン・ロゴ使用規定・カラーパレット等がある場合、ご提供いただけますか。映像・チラシのデザインに反映させていただきます。

（回答）倉吉市が保有するブランドガイドライン・ロゴ使用規定・カラーパレット等があれば、提供いたします。

22 仕様書 第5条(4)／デジタルチラシ

デジタルチラシの納品ファイル形式（PDF / JPEG / PNG / AI 等）、解像度・サイズについてご指定はありますか。

（回答）納品ファイル形式や解像度・サイズに特段の指定はありませんが、市のホームページや各情報媒体で広く利用できる形式、後日修正が容易である納品が望ましいです。

23 仕様書 第5条(4)／プロモーション映像

プロモーション映像のBGM・SEは受託者が用意するものと理解してよいですか。市が保有する既存のPR映像素材・音楽素材の提供は可能でしょうか。

（回答）プロモーション映像のBGM・SEは受託者が用意するものとしてください。市が保有する既存のPR映像素材や音楽素材があれば、提供いたします。

24 仕様書 第5条(4)イ／独自提案

市の SNS アカウント（Instagram・X 等）での映像活用や、他の観光 PR との連携を独自提案として盛り込む場合、関係部署との調整は市にてご支援いただけますか。

（回答）市の SNS アカウントでの映像活用や他の観光 PR との連携を提案に含める場合、関係部署との調整窓口として市が支援します。

25 仕様書 第5条(5)①／中間報告

中間報告の実施形式（対面 / オンライン）について、市側のご希望をお聞かせください。対面の場合は倉吉市役所での実施を想定されていますか。

（回答）中間報告の実施形式は対面・オンラインいずれでも可です。対面で実施する場合は倉吉市役所または現地での実施を想定しています。最終の中間報告までに職員が現地でテストできる環境が整うことが望ましいです。

26 仕様書 第5条(5)①／中間報告

1 回目・2 回目の中間報告のおおよその実施目安時期（着手から何ヶ月程度等）があればご教示ください。スケジュール立案に活用させていただきます。

（回答）現時点では想定しておりません。スケジュールは着手後に都度協議のうえ決定します。

27 仕様書 第5条(5)①／最終中間報告

最終中間報告で使用する「最終成果物と同程度の動作環境」について、市側で想定・ご準備されるデバイス・OS のバージョンはありますか。受託者側でデバイスを用意する必要があるかも確認させてください。

（回答）スマートフォンでの動作確認する場合は、市側でご用意いたしますが、中間報告の段階でスマートフォンでの確認が難しい場合は、市側が用意する Windows 環境で動作確認できるよう整えていただくことが望ましいです。

28 実施要領 第6条(2)・第7条(2)／実施体制図

様式5（実施体制図）を参加表明書フェーズと企画提案書フェーズの両方で提出する際、同一内容で構いませんか。また、企画提案書フェーズでは内容を更新する必要はありますか。

（回答）同一内容で差し支えありません。

29 実施要領 第7条(2)／企画提案書

企画提案書の副本6部について、正本と同一内容であればクリップ止め・簡易製本等で構いますか。正本・副本の仕様（製本方法・印刷方法等）にご指定があればお知らせください。

（回答）企画提案書の副本6部は、正本と同一内容であればクリップ止めや簡易製本で差し支えありません。正本・副本の製本方法や印刷方法に特段の指定はありません。

30 実施要領 第7条(2)イ／見積書

見積書の積算内訳において、費目区分（例：AR コンテンツ制作費・サーバ費・翻訳費等）の指定はありますか。

(回答) 見積書の費目区分に関する指定はありませんが、可能な範囲で内訳(例:AR 制作費、サーバ費、翻訳費等)を明示することが望ましいです。

31 実施要領 第7条(4)／提出方法

企画提案書等の提出は「持参又は郵送」とのことですが、宅配便(ヤマト運輸・佐川急便等)の利用は可能でしょうか。

(回答) 提出方法は「持参又は郵送」としてありますが、宅配便(ヤマト運輸・佐川急便等)の利用も可能です。特に指定はありません。

32 実施要領 第7条(4)／提出方法

紙媒体に加えて、USB メモリやCD-ROM 等の電子媒体による提案書の同時提出は可能ですか(または推奨されますか)。

(回答) 提出は紙媒体のみとしてください。USB メモリやCD-ROM 等の電子媒体の同時提出は受け付けておりません。

33 実施要領 第8条(2)イ(イ)／プレゼン

プレゼンテーション時に、提出した企画提案書の内容を実演するためのスマートフォンを使用したAR 動作デモは可能ですか(追加資料の「配付」は行いません)。

(回答) プレゼンテーション時に提出した企画提案書の内容を実演するためのスマートフォン等を用いたAR 動作デモは可能です。

34 実施要領 第8条(2)イ(エ)／プレゼン

プレゼンテーション審査の会場では、インターネット接続環境(Wi-Fi 等)は利用可能でしょうか。WebAR のデモを行う場合に必要となる可能性があるため確認します。

(回答) プレゼン会場では市側でのインターネット接続(Wi-Fi 等)の提供はできません。WebAR デモ等でインターネット接続が必要な場合は、受託者側での準備をお願いします。

35 仕様書 第7条(1)／再委託

再委託の書面申請のタイミングについて、参加表明書提出時に再委託予定先を明示することで事前申請に代えることは可能ですか。また、申請に必要な情報(再委託先名称・業務内容・金額比率等)の目安をご教示ください。

(回答) 仕様書に記載しておりますが、本業務は原則として業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときは、この限りではないとしております。現時点で再委託に必要な目安を提示することはできません。

36 実施要領 第2条(5)／準備期間

準備期間(契約締結前)に実施する現地調査(史跡・美術館テラスへの下見等)は、市側のご許可の上で実施することは可能でしょうか。

(回答) 史跡への現地調査については、上記8にも記載しておりますが、下見程度であれば市側の許可は不要です。県立美術館テラスへの下見につきましても、美術館の開館時間等をご確認の

うえ実施していただければと思います。

37 仕様書 第5条(1)・第5条(5)③／著作権

市からご提供いただく3Dモデルデータを、成果品（ARアプリ・WebARのアセット）に組み込んで納品することは可能でしょうか。著作権の取り扱いをご確認させてください。

（回答）市が提供する3Dモデルの著作権は市に帰属しており、アプリ等に組み込んでの納品可能です。

38 仕様書 第7条／著作権

成果品に使用するオープンソースソフトウェア（MITライセンス・Apache 2.0等）については、ライセンス表記を行った上で使用することは可能でしょうか。

（回答）使用可能。使用にあたっては各オープンソースソフトウェアの利用規約を遵守すること。

39 仕様書 第5条(3)オ・第5条(2)エ／独自提案

観光回遊を促進するための独自提案（例：周辺史跡との連携スタンプラリー機能・観光情報連携等）を検討していますが、連携先の担当部署・観光協会等との調整は市側にてご支援いただけますか。

（回答）史跡周辺との連携やスタンプラリー等の独自提案を行う場合、連携先の担当部署や観光協会等との調整については市が調整窓口として支援します。

40 仕様書 第5条(2)エ／観光客満足度

倉吉市として想定する主なターゲット層（国内観光客・インバウンド・地元市民等）の比率や優先度についてお考えをお聞かせいただけますか。提案内容に反映させていただきます。

（回答）多くの方への史跡への関心や理解を深めることを目的に実施するものですが、利用者比率を勘案すると、国内外の観光客が主なターゲット層になると考えております。

41 様式4 類似業務実績書／実績に関する添付資料

様式4「類似業務実績書」において、実績に関する契約書及び制作物の写しを添付する旨の記載がありますが、契約書の写しの提出が難しい場合、当該業務の実施事実を確認できる資料として、発注書、注文書、請書、請求書、検収書等の写しで代替することは可能でしょうか。

また、契約上の守秘義務等により契約金額の開示が困難な場合、契約金額部分を黒塗り等で非開示としたうえで提出することは可能でしょうか。

その場合、様式4の「契約金額」欄については、「非開示」「守秘義務により非開示」等の記載で差し支えないか、あわせてご教示ください。

なお、契約書写し又は契約金額の一部を非開示とした場合に、参加資格確認又は業務実績評価上の取扱いに影響があるかについてもご教示ください。

（回答）様式4について諸事情につき「守秘義務により非公開」と記載しても差し支えありませんが、実績評価する際の参考にもなる為、可能な限り記載や添付をお願いします。

42 公募型プロポーザル実施要領 6（2）エ 類似業務実績書（様式4）について

「制作物の写し（表紙と最初の頁等、内容やデザイン内容がわかる頁の写しを添付）」とありますが

過去の実績が WebAR コンテンツ・スマートフォン向け Web サービス等のデジタルコンテンツである場合、紙媒体の写しを用意することが困難です。この場合、以下の対応で差し支えないでしょうか。

画面のスクリーンショットを A4 用紙に印刷して添付する。併せて制作物が確認できる URL または QR コードを記載し提出する。

(回答) WebAR 等のデジタル制作物については、画面スクリーンショットを A4 に印刷して添付し、制作物が確認できる URL または QR コードを併記する方法で差し支えありません。用紙のみで内容が確認できるよう配慮してください。

43 マスコットキャラクターの使用について

倉吉市のマスコットキャラクター「くらすけくん」のデザインをコンテンツ内にて使用することは可能でしょうか。使用可能な場合、使用許諾の手続き方法および必要書類についてご教示ください。

(回答) 倉吉市のマスコットキャラクターのデザインをコンテンツ内で使用可能です。使用許諾手続きについては市が調整窓口として支援します。

44 ビュースポット追加設置における関係機関調整について

ビュースポットを史跡・美術館以外の市内観光施設（例：倉吉博物館等）へ追加設置する提案を行う場合、当該施設との協議・許諾取得は受託者が行うことになるかと存じますが、市として関係機関との調整・紹介等のご支援いただける範囲をご教示ください。

(回答) 市内他施設へのビュースポット追加提案に関する協議・許諾取得については、市が調整窓口として支援します。

45 利用者が現地で AR コンテンツにアクセスするため、アプリのダウンロードあるいはアクセスするための QR コード、利用方法を記載した案内板等を現地（ビューポイント）に設置することは想定しておられますでしょうか？また、その場合の案内板の制作や設置は役務に含まれますでしょうか？留意すべき事項などあれば教えて頂ければと思います。

(回答) 利用者が AR コンテンツにアクセスするための案内板等を現地に設置することは望ましいと考えています。案内板の制作および設置を行う場合は、本業務の役務に含まれます。

なお、史跡大御堂南端のビュースポットは史跡管理区域内に位置するため、地中を深く掘削できない制約があります。設置にあたっては本課で許可手続きなどを行いますので協議願います。

美術館テラスについては、既存の案内看板に説明シールを貼付する対応を想定しています。

46 本市が提供する 3D モデルデータの活用・工夫について

提供される 3D データの ” 活用・工夫 ” については、3D モデルデータ自体に加工や改修（軽量化やテクスチャ調整も含む）、あるいは追加での制作などを実施しても可、という理解でよいでしょうか？

(回答) スマートフォン等の携帯端末で最適に動作・閲覧できるようにするため、3D モデルデータの軽量化やテクスチャ調整などの加工は必要になると想定しています。

47 5 業務内容（1）3D モデルデータを用いたコンテンツの制作

史跡大御堂廃寺跡の「建造物内部のデータ」について、現在も保管・現存されておりますでしょうか。もし現存しているようでしたら、AR コンテンツ制作のため、その情報やデータをご提供いただく

ことは可能でしょうか。

(回答) 建造物内部のデータは復元されておらず、現存していません。制作いただくコンテンツにおいても、建物内部の再現までは想定していません。

48 5 業務内容(2) 携帯端末による運用

スタンプラリー実施となった際、施設・店舗情報の掲載等について
経済観光部 文化財課の皆様、ならびに観光協会の皆様にお力添えをいただくことは可能でしょうか。

(回答) 史跡周辺との連携やスタンプラリー等の独自提案を行う場合、連携先の担当部署や観光協会等との調整については、市が調整窓口として支援します。

49 5 業務内容(3) コンテンツの配信・保守

PR 効果を高めるため、鳥取県立美術館 入館受付時にこちらで作成したリーフレットを配布していただくことは可能でしょうか。

(回答) コンテンツのPR 効果を高めるため、県立美術館と調整のうえ、入館受付時にリーフレットを配布するなど検討します。

50 鳥取県立美術館の3階展望テラスに、「案内用 看板」「コンテンツ体験用タブレット端末」を設置することは可能でしょうか。もし設置にあたり、必要な手続きや条件、申請方法などがございましたらご教示いただけますと幸いです。

(回答) 設置の可否や条件等については、県立美術館との協議が必要となります。

51 史跡大御堂廃寺跡に「QR コード掲示用 看板」を設置することは可能でしょうか。史跡内(または周辺)への設置にあたり条例上の手続きや許可条件などがあれば教えてくださいませんか。

(回答) 利用者がAR コンテンツにアクセスするための案内板等を現地に設置することは望ましいと考えています。案内板の制作および設置を行う場合は、本業務の役務に含まれます。

なお、史跡大御堂南端のビュースポットは史跡管理区域内にあるため、地中を深く掘削できない制約があります。設置にあたっては本課で許可手続きなどを行いますので協議願います。

52 オリジナルキャラクターを開発することは提案として可能か。(倉吉市公式キャラである必要があるか)

(回答) オリジナルキャラクターをコンテンツ制作に付随して提案いただくことは可能です。

53 生成AI を活用したコンテンツ制作は可能か。

(回答) 生成AI を活用したコンテンツ制作について、特段の制約はありません。

54 貰える3D データの仕様

現在公開されているものか別のものがあるのか。

(回答) 3D モデルデータは一般公開しておらず、制作業務などの契約業者のみに提供します。

55 現状の大御堂廃寺跡は屋外空間という認識であるが、今後の計画上で展示資料館等の建築物が追

加される可能性があるか。それが令和9年度内であった場合に大幅な意匠変更を要する際の見積もりは計上する必要があるか。

（回答）令和8年度中に県立美術館西側に史跡ガイダンス施設を新築予定ですが、それに伴う本業務の意匠変更等は予定していません。ガイダンス施設の建設予定地については、倉吉市ホームページ（本プロポーザル募集サイト等）に掲載の「大御堂廃寺跡パンフレット」をご参照ください。

56 大御堂廃寺については当時の活用のされ方に諸説あるが、市として支持している歴史考証、あるいは本件を監修する予定の有識者の方等がおられるかどうか。

（回答）本件の監修は、本史跡整備検討委員会に所属する有識者に依頼する予定です。

57 貸与資料について

契約後に貸与いただける調査報告書、図面、写真その他関連資料について、貸与予定資料の範囲および貸与時期をご教示いただけますでしょうか。

（回答）本契約は7月上旬を予定しており、貸与資料は契約後にお渡しします。貸与予定資料の範囲については、別途協議させていただきます。